

# 吉見町プレミアム付商品券発行事業約款（購入者用）

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 吉見町商工会（以下「商工会」という。）は、家計を支援し消費者の消費意欲の喚起及び拡大を図り、町外広域商業施設等への購買流出を防止することによって、町内事業所の売上機会の増加及び売上向上を図り、これらの相乗効果により地域経済の活性化を図ることを目的として、吉見町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めることによる。

（実施主体）

第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は、商工会が行う。

（発行総額）

第3条 商品券の発行総額は、13,650万円とする。

（商品券の販売内容）

第4条 商品券は、額面500円券を26枚で購入する者に対して、当該購入額に30%のプレミアム分を付加した額面13,000円券を1冊とし、1冊単位で販売する。

2 商品券の販売額は、1冊1万円とする。

（券面表示事項）

第5条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体及びその所在地
- ② 利用可能な金額及び期間
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 釣銭対応
- ⑤ 紛失、盗難等の免責
- ⑥ 約款の存在
- ⑦ その他、表示が必要な事項

## 第2章 商品券の販売

（購入対象者）

第6条 商品券の購入対象者は、原則として吉見町民とするが、地域経済等の活性化の観点から市外の消費者も購入することができるものとする。

（購入限度額）

第7条 商品券の1回の購入は、1人あたり5万円を限度とする。

（販売期間等）

第8条 商品券の販売期間は、平成27年6月20日（土）から、発行総額に達した時点で終了とする。

2 販売所は、吉見町商工会が定めた公共施設及び吉見町商工会とする。

（販売の周知）

第9条 販売の周知方法は、次のいずれかの方法とする。

- ① 吉見町広報紙
- ② チラシ配布
- ③ ポスター等掲示
- ④ インターネット
- ⑤ その他、周知に有効な方法

### 第3章 商品券の利用

(有効期限)

第10条 商品券の有効期限は、平成27年7月1日(水)から平成27年12月31日(木)までとし、有効期限を経過した商品券は無効とする。

(利用事業所)

第11条 商品券を利用できる事業所は、吉見町商工会に加入している事業所で、登録手続きを行った事業所とする。

2 消費の健全な拡大の観点から、風俗関連業種など本事業の目的に沿わないと認められる事業を営む者は、同条各号の規定に関わらず、利用ができないものとする。

(利用制限)

第12条 商品券は、前条で規定する利用事業所の商品及びサービス等の対価として使用できるものとする。ただし、次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は利用対象外とする。

- ① 不動産(軽微な建物増改築は除く)
- ② 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び商品仕入等
- ④ 公共料金等の支払い及びタバコの購入

(町内商業活性化対策)

第13条 町内経済の活性化のために、事業所(店舗)における使用について次のとおり定める。

- ① 取扱店は、商品券による購入者に対して、値引き販売等のサービス付加を行って、より一層の販売に努める。
- ② 商工会は、商品券取扱店を取扱店一覧表等で明記し、利用者との問題が生じないように努め、商品券販売時に利用者に対し、商品券と取扱店一覧表等を渡すこととする。

(釣銭)

第14条 商品券取扱店は、商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合、釣銭は支払わないこととする。

(紛失等の責務)

第15条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第16条 偽造等の不正利用により本事業が損失を受けた時は、商工会は、不正利用者に対し、損害金の全額を請求できるものとする。

(返金請求)

第17条 商品券を購入した者が、購入した商品券のうち、未使用商品券の金額の返金を申し出た場合、商工会は未使用商品券と引き換えに商品券持参者にプレミアムを除く購入代金を支払うものとする。その際は、1冊単位で返金に応じる。また、返金の申し出の期限は、平成27年10月30日(金)までとし、それ以降の申し出には応じないこととする。

(その他)

第18条 商工会は、商品券の購入者並びに取扱店が次のことを行った場合は、返還請求その他商工会で審議決定した処置を取るものとする。

- ① 本約款各条項に反する行為を行ったもの。
- ② 商品券を担保に供し、または質入をすること。
- ③ その他商品券事業の目的に反する行為を行ったもの。

2 商品券発行事業についての問い合わせは、次のとおりとする。

発行事業主体 吉見町商工会

所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷1210

電話番号 0493-54-0701

3 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、吉見町商工会正副会長が協議して別に定める。

附則

この約款は、平成27年6月20日から施行する。